

2023年4月税務ニュース

1. IDコードに基づく、税金徴収・納税に関するガイダンス

(2023年4月24日・オフィシャルレター第1483/TCT-KK号)

2023年4月24日・オフィシャルレター第1483/TCT-KK号に基づき、税務総局から全国の税務局に対して、IDコードに基づく税金徴収・納税に関する納税者対応のガイダンスが出された。

それによると、税務局はIDコードに基づく支払バウチャーを受け取り、未払税金・納税済み税金の相殺管理をし、税金徴収・納税を実行する。IDコードは、税務管理システムにより発行される。

2023年5月10日より、税務総局は機能をアップグレードして、納税者が自分の未払税金の状況を閲覧できるようにしている。また、税法に基づいて支払処理を実施し、IDコードに基づき納税支払ができるように設定している。IDコードは、電子申告受領の通知時や納税時に、税務総局サイトにて、企業と個人に通知が入る。

企業と個人はIDコードを利用し、次のことが出来るようになる。

- 税金債務状況の閲覧
- 歳入庁への納税
- 税務総局のサイトにて、徴収・納税状況を確認・調整

2. 基準を超過して費消された原材料、商品に関する法人所得税 (CIT) の取り扱いについて

(ビンズオン省税務局・2023年3月2日・オフィシャルレター第4228/CTBDU-TTHT号)

2014年6月22日付け通達第96/2015/TT-BTC号4条2.3項に基づき、政府により規定された基準値が設定されている、原材料、燃料、エネルギーそして商品につき、基準値を超えて費消された金額は、法人所得税 (CIT) 計算上、損金不算入となる。

税関調査において、輸出書類・輸入書類の相違や、支払書・会計帳簿・実際の棚卸資産に乖離がある場合、税関当局は輸入義務があり、輸入VAT発生と決定することがある。基準値を超過した原材料の金額は損金不算入となる。

3. 増資せず、法人所得税 (CIT) 優遇を享受しないサブ事業について

(ビンズオン省税務局・2023年3月3日・オフィシャルレター第4229/CTBDU-TTHT号)

企業が事業運営中であり、法人所得税（CIT）優遇を享受（所在地条件を満たした上で）していて、ビジネスライセンスを追加したが、増資や資産増加などしていない場合、追加したビジネスライセンスの事業収益は優遇税制の対象にはならない。

4. 輸出売上の収益認識時期について

（タイグエン省税務局・2023年3月8日・オフィシャルレター第912/CTTNG-TTHT号）

2022年11月に輸出申告を実施し、2023年2月に通関申告手続きを実施した場合、税務上の輸出売上認識時期及び、付加価値税（VAT）の申告時期は、通関手続き完了日となる。（通関日など）2023年に益金を計上した場合、関連する費用も2023年に計上する必要がある。

通達第96/2015/TT-BTC号4条2項2.3に基づき、益金に関連した費用は、法人所得税（CIT）計算上、損金不算入となる。

5. 支店・営業拠点を保有する省での個人所得税（PIT）申告、税額割合について

（ハノイ市税務局・2023年2月9日・オフィシャルレター第4418/CTHN-TTHT号）

企業が複数の省又は市に支店や営業拠点を有しており、経理業務を本社に集約させている場合、支店又は営業拠点が所在する省で個人所得税（PIT）を配分・計算・申告しなければならない。各省で納税する個人所得税額は、実際に各社員から源泉徴収した額によって決まる。もし社員が転勤したり、ローテーションする場合、給与支給日に勤務していた省に納税する。